

評議員・理事・監事報償規程

30.6.9 評議員会検討事項

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広徳会定款第8条及び第21条に規定する役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 社会福祉法人広徳会の役員は、評議員・監事・理事とし、この規程による報酬の対象者は施設長などの施設職員を兼ねない者とする。

(支払)

第3条 次の金品を支払う。ただし、物品に代えることもできる。

- (1) 金品は年額2万円までとする。
- (2) 物品の場合は夏・冬の中元・歳暮とし、各1万円以内の品とする。

(支払の停止)

第4条 支払い時に在任しない者の支払いはこれを行わない
2. 該当者より、金品の受取の辞退届が提出された場合は、これを執行しない

(交通費)

第5条 会議開催のために必要とする交通費は、出席ごとに3000円とする。

(改訂)

第6条 この規程は、3年ごとに評議員会で改定することとする。

附 則

この細則は、2018年（平成30年）6月9日から施行する。